

令和2年第9回

東大和市農業委員会議事録

令和2年9月24日

東大和市役所会議棟第4・5会議室

東大和市農業委員会

令和2年第9回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和2年9月24日（木）午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第4・5会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第23号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第24号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第25号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
日程第7 議案第12号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
日程第8 議案第13号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

5 出席委員（15名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 鈴 木 哲 | 2 番 比留間 淳 二 |
| 3 番 西 川 慶 子 | 4 番 内 野 芳 夫 |
| 5 番 原 正 男 | 6 番 森 田 良 子 |
| 7 番 町 田 悦 郎 | 8 番 岸 光 敏 |
| 9 番 杉 本 実 | 10 番 岩 田 高 雄 |
| 11 番 和 地 毅 | 12 番 橋 本 訓 夫 |
| 13 番 小 林 由美子 | 14 番 大 羽 敬 子 |
| 15 番 大 熊 和 春 | |

6 欠席委員 なし

7 出席した職員

事務局長 小 川 泉 係 長 岩 田 豊 和

8 会議の結果

報告第23号～25号について、専決処理を確認した。

議案第11号～13号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

事務局長

定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況についてご報告いたします。

定数15、現員数15、15名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はございませんでした。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 ただいまより、令和2年度第9回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第8までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第23号 農地法第3条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第24号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第25号 農地法第5条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第7、議案第12号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第8、議案第13号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い2件についてご審議いただきます。

日程につきましては、以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、5番、原正男委員、6番、森田良子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。(会長報告)

◎報告第23号

議 長 続いて、日程第3、報告第23号 農地法第3条の規定による届出2件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 2件)

事務局 以上でございます。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第23号 農地法第3条の事案につきましては、所有権の移転が確認できておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等ございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 前回から別紙で3条、4条、5条ということで専決処理書ということで、以前お願いして、別紙でお作りいただいていたんですけども、これお作りになるのも大変だろうと

思うし、別表になっていますので、どこかに必ずある可能性もあるものですから、この23号、3条の報告様式には、所定の様式でどのように決まっているか分からないんですが、右の上の欄外とか、そんなところを取っていただいて、日付なども手書きでも構わないのかなと思うので、無理のない範囲で、ご検討いただいてもよろしいかな。

以上でございます。

議 長 ほかに質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第24号

議 長 続いて、日程第4、報告第24号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 2件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第24号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第25号

議 長 続いて、日程第5、報告第25号 農地法第5条の規定による届出3件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 3件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第25号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第11号

議 長 続きまして、日程第6 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長（議事日程に基づき説明 1件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

それでは、申請番号第11番について審議いたします。

生前、被相続人は農業経営などを行っており、引き続き相続人も農業経営を続けていく適格者であるか、また、申請のあった農地が特例適用を受けるに適しているかを判断するものです。

農地部会長から、被相続人の農業従事の状況について報告を求めます。

岸農地部会長。

農地部会長 それでは、報告いたします。

被相続人につきましては、生前農業に従事していたことを、武蔵村山農業委員会で9月15日に確認していただきましたことを報告いたします。

以上でございます。

議 長 農地部会長から報告をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 今回のこの案件については、農地パトロール後初の委員会における納税猶予の適格者証明願いであると思っております。

パトロールの現況、私なりに踏まえまして説明させていただきます。

先日、9月18日に研修に行っていましたけれども、それと、生産緑地を所有する皆様へということで、ぜひ知ってください、特定生産緑地制度というパンフレットが配られています。この6から7ページに納税猶予についての説明がございます。

農地の要件として、生産緑地だけは農地法の農地ということで、被相続人の要件としては、死亡の日まで農業を営んでいたと。また、相続人の要件ですね、この方は今回適格者であるかどうかということについては、相続税の納税猶予までには相続及び取得した生産緑地にお

いて、農業経営を解消するか、その後も引き続き農業経営を行うかどうかということが一つの判断基準になってまいります。

添付の写真を見ると、被相続人がご高齢、あるいはご病気で、畑の最後はできなかったのか、あるいは、相続人になった方の従事されていたかどうか分かりませんが、現況においては、耕うんされておりますけれども、作付状況はないという状況かなというふうに思います。

先ほど、会長のほうからも国税において、納税猶予の農地についての取扱いについての厳格化が想定をされるというようなお話があったところでございます。この件については、先ほど4条あるいは5条の届出受理とは若干異なっているというふうに思っております。今後の取扱いも含めてなんですが、この案件において、例えば事務局にこの件をどのような形でご本人等から手続の申請がおりになって、どのようなご説明をされてきているのか。今後どのようにされていくお考えがあるのかということですね。あと、現地調査についてなんですけれども、基本的には対象区域の確認をされて、ご本人について、土地の利用状況、あるいは利用の今後の方向について確認をされたんだと思うんですけれども、基本的にこういったスタートをする方、該当される方が十分に制度のご理解をしておいていただかないと、今後3年ごとに手続が出てまいります。また、農業委員会のほうでも、農地パトロールという形で、不適切な場合には、指導していかなきゃいけないということでございますので、スタートの時点が一番肝腎なのかなというふうに思っております。特に今回のこのケースについて、どのような形で具体をされたか、お教えいただきたいということで、今後、国の方向等踏まえて、当農業委員会として、どんな方向で会長のほうでお考えになるか、まずお聞かせいただければということでございます。

以上でございます。

議長 長 それでは、私のほうから今のご質問についてお答えをいたします。

基本的には、適格者であるかどうかについては、事務局のほうで、本人のほうにも確認をいたしておるように、今回は所有者が他市にございますので、他市の農業委員会のほうにも電話で確認をいたしているところでございます。また、適格者であるかどうかについては、営農確約書等でその辺の書類の確認をしているところでございます。

以上です。

町田委員 事務局のほうでどんな対応をされているのかのと、今回、特にご本人はお会いしていないんですか。現地においては。

議長 長 事務局、岩田係長。

事務局 そうですね、受付の詳細から話しますと、この件に関しては本人、適格者証明というのは大体そうなんですけれども、代理人、大体税理士が入っていますので、窓口には代理人が持ってきております。申請を受けて、現地調査の日程を調整したんですが、今回ちょっといろんな都合でご本人と日程が合わずに、現地での立会いはできなかったですね。

あと、私のほうが確認したのが、畑が何も植わっていない状態でしたので、どういう状況かは電話にて確認いたしました。これから野菜を植えるということでした、話は。

本人がいろいろ話ししていたんですけれども、農業はもう25年やっていると書いていたね。ですので、お父さんと一緒に農業をやっていた方ですね。四十七、八歳の方なので、二十二、三ぐらいから農業をやっていたということで、年間300日ぐらい従事しているというような状況でございました。というところですかね。

議 長 会長のほうから補足説明をいたします。

私も、当日同席をいたして、現地確認等をいたしておりますが、今、事務局もお話のように、これから作付するような状況で、堆肥等が積んであって、これから耕作に入るような状況は確認をいたしております。また、写真には写っていないかと存じますが、農地の端のほうに、一部作付等も見られた状況でございます。

以上です。

岩田係長。

事務局 ちょっと適格者証明のことなんですけど、皆さん、研修で資料とか頂いているとは思いますが、まず、納税猶予の適格者証明って、ポイントが2点ありまして、まず、被相続人ですね、この亡くなられた方が生前農業に従事しているかどうかということが、まず第一のポイントですね。これについては、この方、武蔵村山の方ですので、武蔵村山市の農業委員会に、先ほど農地部会長から報告あったように、やっていたかどうかというのを確認しております。

2つ目のほうなんですけど、相続人ですね。相続人が相続の申告期限、10か月ですよ。それまでに農業を開始するかどうかなんです。つまり、継続してやっているかじゃなくて、その方が初めて農業をやられる方でもいいんです。その相続開始の申告期限までに、新たに農業を始める方でもいいんです。ずっと継続している方でも。その確認というのは、未来形の確認になってしまうじゃないですか。過去じゃないので。なかなか確認のしようが難しいので、それを営農確約書という形で、ちょっとこれ棒読みしちゃいますが、租税特別措置法第70条の6第1項の規定というのが、この納税猶予の規定なんですけれども、相続税の納

税猶予の適用を受けるに際し、今後とも引き続き適正な肥培管理を行い、農耕を行うことを確約いたしますということで、一筆いただいております。それをもって、農業をやっていく意思というのを確認しているという、現段階では、形を取っております。

以上です。

議 長 ほかに質問はございますでしょうか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

適格者と認定し、適格者証明を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行することに決定いたします。

◎議案第12号

議 長 続きまして、日程第7 議案第12号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 1件)

議 長 説明のとおり、本事案は、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 ここも、相続人の方が大分ご高齢の方だと思いますけれども、この現地、写真を撮られた日に、立会いか何かされましたのでしょうか。

議 長 それは議長への質問。

町田委員 調査された方。

議 長 じゃ、私のほうからお答え。

事務局、岩田係長と岸農地部会長と私3人で確認をいたしておりまして、写真も添付しているところでございます。

町田委員 立会いか何か、この方がされたのかどうかなと思ったんで、そこだけが。

議 長 立会いについては、今回はございませんでした。

町田委員 分かりました。

議 長 よろしいですか。

ほかに質問はございますでしょうか。

内野委員。

内野委員 では、町田委員が質問がありましたように、高齢の方が必ずしもやっているとは限らないですね、当然。所有者が高齢の方でも、実際息子とか子どもがやっている場合には、現地はいろいろ作物が植わっているけれども、その高齢、九十何歳の方が実際やっているということは、あり得ないと思うんですね。その人がやっていなくてはいけないんですか。

議 長 係長。

事務局 そうですね、現実問題、じゃ、九十何歳の方ができるかという問題はあります。

農地法のほうに、農地というのは、世帯単位で考えるという、世帯員という項目が、ちょっと研修会で皆さん聞いたかどうか分からないんですが、あるんですね。

ちょっと今、情報そのまま読んじゃいますと、この農地法の世帯員というのは、住居及び生計を一にする親族です。この親族というのは何かというと、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族、ちょっとややこしくなりますが。及び、あと、当該親族の行う耕作または養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族というのが、農地法第2条第2項に定義が載っていますので、ご本人が直接できなくても、今、言われた方に該当する方が行っていれば、特に問題はございません。一緒にやっているとみなすみたいなことは書いてありますね。

ですが、全くやっていないというよりは、体は動かなくても、しゃべることはできるでしょうから、作付計画ですか、例えば年間の作付計画は所有者の方がしていただいて、実際の耕作を今言った世帯員がしているということはあると思います。そういうこともオーケーですので。

内野委員 例えば、もう痴呆症で入院しちゃっていて。

事務局 そうですね。まあ。

内野委員 関係ないということですよ。

事務局 関係ないというか、世帯員の方がやっていけば、みなすというふうには、解釈はなっています。

内野委員 実際九十幾つの方が、みんなできるかというと、できないです。

事務局 そうですね、あと、いずれ説明いたしますが、納税猶予にも、そういうのは同じく絡んでくるとは思うんですけれども。

内野委員 先ほどのあの前の武蔵村山市中藤の11番ですか、高橋さんの件もそうなんですけれども、実際ご高齢で、ここは私もよく知っているんですけれども、場所は。一生懸命やっている方なんで、実際これ見ると、土壌消毒をしている様子で、この時期は作付するのは難しい時期なんで、その前に土壌消毒されているというのは分かるんですけれども、私は。でも、立会いがその人じゃないといけないとかいう形になっていると。息子さんが、所有者がお母さんでも、息子さんがやっていたらいいんじゃないかなと思ったんですけれども。

事務局 そういう形になります。

内野委員 でよろしいですね。

事務局 はい。

内野委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにご質問がございましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行って旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第13号

議 長 続きまして、日程第8 議案第13号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い2件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 2件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本議案は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請番号1番の事案について、ご審議いただきます。

本事案は、説明のとおり、申請者が農業に従事していたかを判断していただくものです。

生前、申請者が営農していたかどうかについては、議案第11号の適格者証明願いのときにご報告したとおりですので、省略いたします。

現地の状況を踏まえて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いを発行することに決定いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、定例総会を閉会いたします。

(午後 2時43分)